

序 二一世紀の平和憲法の展望

上田勝美・澤野義一

——安全保障と改憲論の動向を踏まえて

はじめに

二一世紀がすでに二〇二〇年代になっている現時点で、「二一世紀の平和憲法の展望」というテーマを考えるに際し、これまでも検討されてきた参考となる著書があるので、引用は若干長くなるが、最初に紹介しておくことにしたい。それは、深瀬忠一を中心に平和憲法を研究する憲法研究者らによって二〇〇八年に刊行された深瀬忠一・上田勝美・稲正樹・水島朝穂編著『平和憲法の確保と新生』である。

同書の編者の「はしがき」では、以下のことが述べられている。⁽¹⁾

「日本は二〇世紀に、近代戦争、現代戦争、核戦争による被害と加害によって、軍事大国の破滅を経験し、敗戦後に、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本原則とする日本国憲法を制定・施行しました。」しかし、冷戦構造の中で独立後、「日米安保体制と核の傘の下で、自衛隊を整備・強化して、自衛隊は世界でも有数の軍事力に成長し」、冷戦崩壊後には、「唯一の軍事大国となったアメリカのブッシュ政権がとってきた戦争と大軍拡政策に追随」し、「専守防衛にあきたらず、アメリカ政府の権力ないし軍産複合体の要望する実質的改憲」を進めている。このような現実に対し、「日本国民は六〇年以上にわたって、平和憲法を最高法規として維持し、軍事大国への道である明文改憲を拒否し」、「諸国民と協調する自主・独立の非軍事的協力によって、核・地球時代に人類が破滅から免れ、生き残りを確保する道」を選択してきたことを踏まえ、「五〇年、一〇〇年かけても、核・地球時代の『恒久世界平和』に

寄与するために、「五〇年以上かけて学び考え、批判的に創造してきた立憲民主平和主義の理念を、国家百年の大計として培ってきたい」。そして、上記のことが「二世紀の平和憲法学」の課題でもあると述べられている。

また、編著者の一人である上田勝美は、上記の編者の主張趣旨と重なる点もあるが、同書掲載論文「世界平和と人類の生命権確立」において、「二世紀の人類社会が直面するグローバルな脅威から人類を救うキー概念は、日本国憲法が世界に提示・発信している『平和と人権』に関する普遍的原理（絶対平和主義と生命権保障）以外にないと思われる。」と述べている。⁽²⁾ それに関連して、上田勝美著『立憲平和主義と人権』（二〇〇五年）では、「絶対平和主義の憲法を持つ日本の場合、軍事同盟である日米安保条約を解消して、国連加盟国のまま永世中立の国会宣言をして、永世中立国の地位を取得すべきであろう。」そして「全世界の国民が『平和に生きる権利』を實質的に享受できるように、各国の憲法や国連憲章のなかに、一切の戦争放棄や戦力の不保持の平和条項を書き留めることである。このような展望をもった政治課題の遂行こそ、二世紀の人類に課せられた最大の使命であろう。」と述べられている。⁽³⁾

なお、永世中立の具体的な考察は、上記の深瀬忠一ほか編著『平和憲法の確保と新生』において澤野義一の論文が掲載されているが、非武装永世中立論は、今回の本書を刊行する「憲法研究所」を一九六二年に創設された憲法学者田畑忍（同志社大学元学長）のライフワーク的な主張であったことを想起しておきたい。⁽⁵⁾

それはともかく、以上のような基本的な考えや主張は、二〇〇〇年代初頭のものであるが、それ以降の国際社会の平和や人権等の問題だけでなく、日本の安全保障や改憲論の動向を批判的に検討していく際にも、依然として有益であると思われる。しかし、それに加えて、「二世紀の平和憲法の展望」の可能性が世界的レベルでもありうることを明らかにするためには、外国憲法がどのような「平和条項」を規定するようになっていくのか、また、国際的な平和運動において憲法九条がどのように評価されているのか、といったことについても考察しておくことが必要であろう。

一 歴代政権（小泉・安倍・菅政権）の安全保障と改憲論

ひるがえってみると、一九九〇年代の冷戦後、国連が機能して国際協調が可能になるとの想定のもとで、「国連中心主義」が期待されたが、民族対立的な地域紛争が顕著になり、そこに大国のアメリカが介入する戦争が二〇〇〇年代（二一世紀）に入ると起きるようになった。アメリカの同時多発テロ事件を契機にアメリカのアフガニスタン侵攻（アフガン戦争）につづくイラク戦争等の「テロ戦争」、ユーゴ内戦へのアメリカ・NATOの軍事介入等である。それは、アメリカの単独行動主義や、NATOの域外に活動範囲を拡大する新戦略に基づくものであった。

この時期から、アメリカの軍事・安保戦略に追隨する日本の財界や自民政権の二一世紀の安全保障論とともに、それに呼応して、海外派兵や集団的自衛権行使、有事法制整備等を正当化する改憲論が改憲勢力から同時に提案されるようになった。これらの提案は、日本が集団的自衛権行使を禁じていることが日米の同盟力を制約していることを問題視したアメリカの「アーミテージ報告」（二〇〇〇年一〇月）に沿ったものであるが、その要請を実行し始めたのは二〇〇一年に発足した小泉政権であった。同政権下で、テロ特措法、イラク派兵特措法、有事法制等が制定された。また、「集団的自衛権行使ができないなら憲法改正した方が望ましい」と主張する小泉首相の下で、自民党では二〇〇五年一月に「新憲法草案」が策定された。国会では、二〇〇〇年一月から憲法調査会が、「二一世紀のあるべき姿」等をテーマにした改憲論議を開始し始めている。

小泉政権を継承して二〇〇六年に発足した安倍政権下では、改憲論議が活発に行われる中で、教育基本法の改憲、防衛省設置、イラク派兵特措法の延長、憲法改正国民投票法の制定等が行われた。福田・麻生政権後の民主党政権は、当初は自民政権時の政策に批判的な主張も見られたが、徐々に、日米同盟基軸、制約された集団的自衛権、原発推進、武器輸出等を容認するとともに、憲法問題では「論議」から「改憲」論に軸足を移して憲法審査会の審議に協力

的な立場をとるようになった。

二〇一二年一月の第二次安倍政権以降、「一強多弱」の長期政権の下で、安倍政権は内閣（首相）独裁の傾向を強め、議会制民主主義・平和主義・人権尊重を基本原則とする現行憲法を軽視する反立憲主義的政治と、積極的な改憲策動を行った。改憲策動としては、任期中の改憲を唱え、憲法九六条先行改憲等の提案のほか、二〇一二年の元来の自民党「憲法（全面）改正草案」の国民論議を回避するため棚上げにした「改憲四項目」（九条への自衛隊明記、緊急事態規定・参院選の合区解消規定・教育の充実規定の新設）案を提案した。二〇一三年には現在の岸田政権の新「安保三文書」の国家安全保障戦略に継承されることになる「積極的平和主義」による国家安全保障戦略が提示されるが、その方針は、特定秘密保護法制定（二〇一三年）、武器輸出三原則を撤廃する「防衛装備移転三原則」の閣議決定（二〇一四年）、安保関連法の整備（二〇一六年）、新防衛計画の大綱の策定（二〇一八年）等で具体化された。二〇一四年には、これらの政策を正当化するために集団的自衛権行使を容認する閣議決定を行っている。⁶⁾

安倍首相の後継者である菅首相は「安倍政権の政治の継承」を掲げ、二〇二〇年の臨時国会の所信表明において国会の憲法審査会で各政党が「建設的な議論を行い、国民的な議論につなげていくことを期待する」と主張するとともに、二〇二一年には、「改憲国民投票法」の改正や「重要土地利用規制法」を強行採決している。後者は、土地等の利用調査を名目にした安全保障に関連する国民監視法であり、憲法九条の実質改悪を進める安保関連法（戦争法）の一環をなすものである。その他に「デジタル関連法」が成立しているが、これは地方自治体の情報システムを国（内閣直轄のデジタル庁）が一元管理し、国民の同意なしに個人情報収集可能にする国民監視法といえる。⁷⁾

二 岸田政権下の安全保障と改憲論

1 「安保三文書」の安全保障論

岸田政権の安全保障政策は、二〇二二年一二月に閣議決定された新「安保三文書」で書かれている。同文書は、安保・防衛の基本方針を示す「国家安全保障戦略」、防衛目標に関する「国家防衛戦略」、防衛力の具体的運用等に関する「防衛力整備計画」から成っているが、二〇一五年に安倍政権下で集団的自衛権行使を容認した安保関連法制を、今日の複雑な安全保障環境（台湾有事に関する中国脅威、ウクライナ戦争に関するロシア脅威、核に関する北朝鮮脅威）の下で、日米同盟を基軸にして、実践面から運用できるような防衛力の抜本的強化をはかることを目的に策定された。この「国家安全保障戦略」では、安倍政権の二〇一三年「国家安全保障戦略」（旧「安保三文書」）の焦点であった自衛隊海外派兵の正当化論が、他国領域への弾道ミサイル攻撃等（敵基地攻撃能力）ないし「反撃能力」保有の正当化論に焦点が移行しているのが重要なポイントであるが、両「安保三文書」の基本方針は共通している。すなわち、①前提としての「国際協調を旨とする積極的平和主義」、②「平和国家として、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならない」、③「非核三原則を堅持する」、④「自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を維持する」といった方針である。

しかし、具体的な安保政策は、これらの方針を否定する矛盾した内容となっている⁽⁸⁾。

まず、①に関する問題点としては、「積極的平和主義」は安倍首相・政権が集団的自衛権行使容認と安保関連法制を正当化したもので、憲法九条の平和主義や非武装（永世）中立主義を「消極的平和主義」として批判するために使用されてきたことに留意する必要がある。

第二に、②に関する問題点としては、専守防衛を否定する「軍事大国」を目指す内容になっていることである。①

「安保三文書」を具体する立法としては、先制的攻撃を可能とする「反撃能力」に必要な兵器を保有し、毎年の防衛費を五年以内に対GDP比一%から二%に引き上げて一兆円規模に増額し、それ以外の特別費と合わせて総額で四兆三兆円を支出するため「軍拡財源確保法」が制定された。この防衛費はアメリカと中国に次ぐ世界第三位に相当する額といわれている。また、自衛隊の任務に必要な装備品等を製造する企業に対し原材料や部品の供給網を整備する経費を国が援助し、事業継続が難しくなった場合には国が製造施設を国有化し、装備品等の輸出に要する経費を助成する「防衛産業生産基盤強化法」も制定された。㊦軍事大国化の外交・安保政策としては、「防衛装備移転三原則」の運用見直しや、「政府安全保障能力強化支援」(OSA)の適用とも関連して、フイリピン国軍と自衛隊の往来に関する「円滑化協定」締結がなされた(準同盟国)化。

第三に、㊧に関する問題点として、㊨「核兵器禁止条約」への言及が一切ないことである。「非核三原則の堅持」が建前にすぎないだけでなく、その建前さえも実質的に否定する政府の核政策(核兵器の保有も使用も憲法九条に反しなという解釈)が背景にあると考えられる。㊩岸田政権は潜在的核武装論と一体となった原発推進政策を推進するため、原子力基本法・原子炉等規制法・使用済核燃料再処理法・再エネ促進特措法等の改正「原発推進法」を成立させた。これに関連して、政府・東電の原発汚染水海洋放出が行われているが、廃棄物の海洋投棄を禁止する国際法(海洋法条約、ロンドン条約等)に違反(法の支配)の否定し、漁業者・住民の「基本的人権の尊重」を無視している。

第四に、㊪に関する問題点として、「軍事大国」を目指し様々な関連分野との連携強化のための「総合的国力」の活用をはかるため、研究開発や公共インフラだけでなく、地方自治体も防衛体制に組み込むことが可能になっていることである。特に沖縄本島や南西諸島ではミサイル防衛強化とともに、「国民保護法」による住民の避難誘導訓練がなされているが、避難の困難さや、人の居住地周辺に軍事施設を設置していること等は平和的生存権の侵害になり、「軍民分離」原則を定める国際人道法(ジュネーブ条約)に抵触し、「基本的人権の尊重、法の支配」を否定するものである。この政府の姿勢では、とうていイスラエルのパレスチナ攻撃等をきびしく批判できない。

2 国会の憲法審査会における改憲論

岸田首相は、二〇二一年頃から、安倍首相と同様のフレーズで「首相任期中の改憲」を主張し、「自衛隊の九条への明記は違憲論争に終止符を打つために重要だ。未来に向けて推し進め、国民の憲法を取り戻したい」と述べ、菅政権で改憲国民投票法が改正されたことを受け、国会の憲法審査会での積極的な改憲論議が行われることを期待すると述べている。それに呼応して、二〇二二年から二〇二三年にかけての国会において、多数を占める改憲会派の主導の下で憲法審査会が定例で開催されるようになったが、「改憲四項目案」のうちの緊急事態条項に関する論議が主に審議されてきている。

武力攻撃や自然災害等で国政選挙が七〇日（衆院解散から選挙を経て国会召集まで）を超えて困難なとき、六カ月を上限に任期延長を（再延長も）可能とする改憲会派の提案に対しては、衆院が解散していても「参議院の緊急集会が活用できる」とか、「大災害、感染拡大などの緊急時に緊急事態条項がなかったから対応できなかったことはない」といった批判が出されている。むしろ、議員任期延長は、緊急事態を口実に国会を軽視し、人権侵害を伴う内閣独裁なもし政権与党の権力維持のために濫用される恐れがある。また、改憲与党が平時においてさえ野党が要求する国会開催をこれまで無視してきている中で、極めて例外的な緊急時において本当に国会を開催する意思があるのかどうかも疑問である。九条改憲よりも国民受けしやすい緊急事態条項新設改憲を突破口に、九条改憲論議につなげることがねらいといえよう。

九条改憲については、新「安保三文書」の反撃能力保有容認の安全保障政策を正当化するため、改憲会派はそれぞれの九条改憲論を提案しあっている。改憲案としては、専守防衛ないし必要最小限の自衛力容認の自衛権論を前提に現行九条の一・二項を維持した上で自衛隊保持を明記する自民党の加憲論に類似のものが多く、自民党の元来の九条改憲案と同様に九条二項（戦力不保持）削除論を主張する見解もみられる。なお、立憲民主や共産党は、専守防衛逸脱論を論拠に九条改憲論を批判しているが、それが運動論や政治論として有効な面があるとしても、専守防衛容認

論と受け取られないように注意する必要がある。

国民投票法については、同改正法における公務員の憲法運動規制等の重要な検討課題を積み残したまま、あるいはテレビやネットの広告規制のあり方について議論がまとまっていない中で、改憲会派は同法がいつでも実施できるように早急な結論を急いでいるのは問題である。

三 二一世紀の平和憲法の展望

歴代政権の「軍事大国」化政策よって日本の平和憲法が形骸化されつつある一方、日本の護憲的な憲法学者や市民・政党等によつて戦後主張されてきた平和の諸政策提言が、日本の平和憲法を必ずしも知らないとされる外国において、以下に紹介するように、憲法条項として、徐々に部分的ではあれ具現化されてきている。また、国際平和運動において、憲法九条が注目されている。⁽¹⁰⁾

1 外国憲法の平和条項

(1) 軍備不保持を規定する憲法

日本以外の外国憲法で軍備保持を全面的に禁止したものはない。しかし、リヒテンシュタイン（一九二二年）、コスタリカ（一九四九年）、キリバス（一九七九年）、パナマ（一九九四年）のように、有事のさいには再軍備が可能とされているが、平時の常備軍不保持を明記する憲法の下で実態的にも軍備を有しない国もある。憲法で軍備不保持を明記していない場合でも、軍隊を有していない小国は20数カ国存在している。⁽¹¹⁾

(2) 核兵器保有と原発を禁止する憲法

軍縮の特別なものとして核兵器の廃絶があるが、一九八一年のパラオの非核憲法以降、非核条項を定める憲法がみ

られるようになっていく（フィリピン、オーストリア、カンボジア、トルクメニスタン、ボリビア等）。原発に関しては、二〇一一年三月の福島原発事故を契機に脱原発や反原発が注目されているが、上記のパラオ憲法とオーストリア憲法（一九九九年）は明確に原発（使用等）を禁止している。なお、原発を禁止する明文規定を有しないコスタリカ憲法の下で、原発設置を可能にできる政令について、同国の最高裁憲法廷が憲法の平和の価値（非武装永世中立や平和的生存権尊重の理念等）および健全な環境への権利を侵害するとし違憲無効とした判決が出されている。

(3) 外国軍事基地不設置と中立政策を規定する憲法

外国軍事基地設置の禁止を明記している憲法として、オーストリア、カンボジア、モルドヴァ、トルクメニスタン、エクアドル、ボリビア憲法等がある。エクアドルは米軍基地撤去運動を背景に当該憲法を制定し（二〇〇八年）、米軍が撤退した事例である。オーストリア、カンボジア、モルドヴァ、トルクメニスタンは永世中立規定も有している。しかし注意しなければならないことは、「永世中立」条項を有する憲法であっても、中立宣言、国際会議あるいは国連によって国際法的にも永世中立が承認されていないと実効性を伴わないことになりうる。その一方で、コスタリカは憲法には「中立」関連規定はないが、対外的には一九八三年に永世中立宣言を行い、非武装永世中立政策を実行している。中立政策の一種である「非同盟」を憲法に規定する国としては、マルタ、カンボジア、トルクメニスタン、ネパール、モザンビーク等がある。マルタは非同盟と中立を、カンボジアとトルクメニスタンは非同盟と永世中立を規定している。ただし「非同盟」については、冷戦下で唱えられた政治的な中立主義であり、永世中立とはちがいで、集団的自衛権や軍事同盟締結を禁止していない。

(4) 平和への権利（平和的生存権）を規定する憲法

平和と人権の不可分性は、第二次世界大戦を契機に大西洋憲章等において世界的に自覚されるようになったが、それは日本国憲法前文において平和的生存権という表現で文言化された。その後、一九八〇年前後から国連総会（一九七八年「平和の生存の社会的準備に関する宣言」等）でも平和的生存権の固有性が承認されるようになった。それを反映

して、現在では「平和への権利」の推進をうたうコロンビア憲法（一九九一年）やボリビア憲法（二〇〇九年）が登場している（その他にはブルンジ、カメルーン、コンゴ共和国、ペルー等）。また、日本の下級裁判所⁽¹²⁾だけでなく、コスタリカや韓国の憲法裁判所でも平和的生存権の具体的権利性が認められるようになってきている。その他、ボリビア憲法に規定されているような、人道に反する戦争犯罪への対処規定や、非常事態においても人権制限を禁止する規定、あるいはポルトガル憲法にみられるような、戦争犯罪を裁く国際刑事裁判所の裁判権を認める規定なども、平和への権利に関する規定といえる。

さらに、二〇一六年一月二十九日国連総会で採択された「平和への権利宣言」は、イラク戦争を契機に戦争防止の必要性からNGOの提唱でなされたものであるが、「平和」は紛争のない状態だけでなく、紛争が相互理解と協力の精神で解決されるものであること、また人間の固有の尊厳に由来する不可譲の権利の享受により促進されるものであることを確認し、現在および将来の世代が戦争の惨害から免れるという願望で、平和のうちに共に生きることを学ぶことを現在の世代が確保すべきであることを、関係者らに招請すると述べている。

2 憲法九条に注目する国際的平和運動

日本国憲法九条に注目してきたこれまでの代表的な外国の平和運動や国際的会議については、二〇〇〇年前後の代表的なものを紹介しておくことにする。

(1) ハーグ市民国際平和会議

一九九九年五月、オランダにおいてハーグ国際平和会議百周年を記念して、世界から約一万人の市民らが集まって平和会議が開催された。この会議の「公正な世界秩序のための一〇の基本原則」の第一項目には、「日本国憲法第九条が定めるように、世界諸国の議会は、政府が戦争をすることを禁止する決議を採択すべきである。」と述べられている。

(2) 武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ」(GPPAC) 会議

当該パートナーシップを指すアナン国連事務総長の呼びかけ(二〇〇一年)に应运てつくられた国際的なNGO会議の中の北東アジアNGO会議は、二〇〇六年二月(東京開催)に提言した「東京アジェンダ」において、憲法九条の改定が北東アジアの近隣諸国に対する脅威になること、憲法九条が紛争解決の手段として普遍的価値を有し、北東アジアの平和の基盤としても活用されるべきことなどを確認している。

(3) 九条世界会議

二〇〇八年五月、千葉・広島・仙台・大阪で三日間開催され、のべ三万人以上(海外三二カ国・地域から一五〇人以上)参加した当該会議の声明文の一つ「戦争を廃絶するための九条世界宣言」の中で、「九条を人類の共有財産として支持する国際運動をつくりあげ、武力によらない平和を地球規模で呼びかける」と宣言し、「あらゆる人権を促進し擁護しつつ、平和のうちに生きる固有の権利を認め公式化すること。平和のうちに生きる権利なしには、他の人権も実現しえない。」という項目のほか、「日本の憲法九条やコスタリカ憲法一二条のような平和条項を憲法に盛り込むことなどを通じて、戦争および、国際紛争解決のための武力による威嚇と武力の行使を放棄すること。」といった注目すべき項目が掲げられている。

四 おわりに

「二一世紀の平和憲法の展望」は、「はじめに」で言及したように、「平和憲法を最高法規として維持し、軍事大国への道である明文改憲を拒否し」、「諸国民と協調する自主・独立の非軍事的協力によって、核・地球時代に人類が破壊から免れ、生き残りを確保する道」を選択することである。この視点から見ると、岸田政権の「安保三文書」の安全保障政策は、当該文書が掲げる基本方針に反し、「専守防衛」を完全に否定する「軍事大国」の道を指向するもの

であり、容認することはできない。「安保三文書」の「積極的平和主義」についても、憲法九条が想定する平和主義とは全く異質のもので、「二一世紀の平和憲法」の基本方針になりうるものではない。人権侵害や環境・気候危機等が地球規模で起きている現状においては、軍事力強化による平和維持論でなく、軍事力によらない平和維持論こそ求められているとすれば、これも「はじめに」で言及したように、「平和と人権」を不可分のものとして把握することが「二一世紀の平和憲法」の課題といえよう。国会の憲法審査会における改憲会派主導で行われている憲法論議には、このような問題意識が欠落しているように思われる。また、自民党の二〇一二年の「憲法改正草案」の保守的な人権観（抵抗権の権利観の否定、ジェンダー平等を否定する保守的家族観、厳格な政教分離原則を相対化する宗教観等）に基づく社会・国家像と軍事的「平和国家」像を構想する憲法観には、とうてい二一世紀に展望できる平和国家像を見出すことはできない。

なお、ロシアのウクライナ侵略戦争をきっかけに、憲法九条や中立（非武装中立）政策の無意味さが明らかになったといった言説もみられるが、ウクライナはソ連邦から独立した後に憲法で「中立」を明記していたにもかかわらず、それを放棄し、アメリカの後ろ盾のもとでNATO加盟の方針を明確にしたことが、ロシアの侵略を招く要因になったことを考慮すれば、憲法九条や中立政策の無意味さが明らかになったといった言説は適切とはいえない。¹³この観点からすれば、「はじめに」で言及したように、「絶対平和主義の憲法を持つ日本の場合、軍事同盟である日米安保条約を解消して、国連加盟国のまま永世中立の国会宣言をして、永世中立国の地位を取得すべきであろう。」という指摘は、無意味になったわけではない。ソ連邦に属していたトルクメニスタンは、冷戦後初めて国連で承認された永世中立国となっている。また、従来の非同盟中立諸国がグローバル・サウスとして、アメリカ・中国・ロシアの大国に加担しない今日的な「中立」政策のあり方をとりつつあることや、コスタリカのような非武装永世中立国の積極的な平和政策も日本の平和憲法との関連で注目されよう。

- (1) 深瀬忠一・上田勝美・稲正樹・水島朝穂編著『平和憲法の確保と新生』（北海道大学出版会、二〇〇八年）の「はしがき」参照。
- (2) 上田勝美「世界平和と人類の生命権確立」前掲書（注1）二〇―二二頁。
- (3) 上田勝美「立憲平和主義と人権」法律文化社、二〇〇五年）一三〇頁。
- (4) 澤野義一「永世中立」構想による安全保障政策」前掲書（注1）二五五頁以下。
- (5) 本記念論文集所収の出原政雄「田畑忍の非武装永世中立論」のほか、澤野義一「憲法九条の世界化と非武装永世中立論の考察―田畑忍博士の平和論に即して」同『平和憲法と永世中立』（法律文化社、二〇一二年）六九頁以下参照。
- (6) 小泉・安倍政権および民主党政権下の安全保障や改憲論については、澤野義一『平和主義と改憲論議』（法律文化社、二〇〇七年）および同『脱原発と平和の憲法理論』（法律文化社、二〇一五年）で検討している。
- (7) 澤野義一「菅政権下の改憲策動と反動立法」『社会主義』（二〇一二年九月号）二〇―二七頁。
- (8) 本記念論文集では、奥野恒久論文「日本国憲法に逆行する国家安全保障戦略」参照。
- (9) 特別費には、財政投融资特別会計の資金、外国為替特別会計の資金、国立病院機構や地域医療機能推進機構の積立金等の一部をプールし、計画的・安定的に使用できるようにする「防衛力強化資金」のほか、復興税の一部使用、建設国債発行等も想定されているが、これらは平和憲法下の財政民主主義に反するものである。
- (10) 澤野義一「世界の平和憲法と憲法九条の歴史的意義」『大阪経済法科大学法学論集』八〇号（二〇一九年）八九―一〇九頁。
- (11) 前田朗「軍隊のない国家」（日本評論社、二〇〇八年）参照。
- (12) 長沼ミサイル基地訴訟に関する札幌地裁昭和四八年九月七日判決は『判例時報』七二二号（一九七三年）二四頁以下、イラク自衛隊派兵訴訟に関する名古屋高裁平成二〇年四月一七日判決は『判例時報』二〇五六号（二〇〇八年）七四頁以下、および岡山地裁平成二二年二月二四日判決は『判例時報』二〇四六号（二〇〇九年）一二四頁以下参照。
- (13) 澤野義一「ロシア・ウクライナ戦争の国際法からの検討」『科学的社会主義』（二〇二二年七月号）六一―二三頁。